

## 6 平成22年度以降に検討・実施する事業

短期

### 【イベント事業】

#### ○段々セール（居留地マルシェ）

大浦の斜面地を利用して、各店自慢の品を出品し、試験的に朝市的なイベントを開催し、地元への定着を図る。



#### ○大浦くんちセール

大浦くんちにあわせて、くんち売り出しセールを開催し、商店街で使用できる商品券を発行し、消費拡大を図る。



#### ○国際観光船受け入れ（欧米系）

長崎市は国際観光船が多数寄港しており、大浦地区は、松が枝埠頭に近いことから、地理的条件を活かし、欧米系を中心とした観光客への臨時販売所などを設けて受け入れを行う。また、フラッグでの統一感や指差し会話集などの作成も検討する。



#### ○観光資源を活かした事業の検討

大浦地区は「龍馬の道」の終着地であるとともに、坂本龍馬も係わったイカルス号事件の被害者などが眠る「大浦国際墓地」も存在する。また、グラバー園に向かう新ルートとしても活躍している「グラバースカイロード」（日本で初めて道路として造られた斜行エレベーター）も整備されており、このような観光資源を活用した事業を検討する。



### 【まちなみの整備】

#### ○花の育成による統一感の醸成

商店街の個店の店頭で、同種類の花苗の育成を行い、商店街の統一感を醸成するとともに、来街者へのお出迎えムードを演出する。



### 【組織力の強化】

#### ○規約の整備、会員の勧誘

商店街の会則を整備し、会費徴収や事業活動の基準を見直すとともに、会員の勧誘を図り組織力の強化を図る。

大浦市商店連合会規約

(目的)  
第1条 本会は、相互扶助の精神に基づき、会員の経営と連携による商業活動を促進することにより、地域の機能を発揮し、より多くの方々に利用してもらうことを目的とします。

(名前)  
第2条 本会は、大浦市商店連合会(以下「連合会」と称する)と称する。

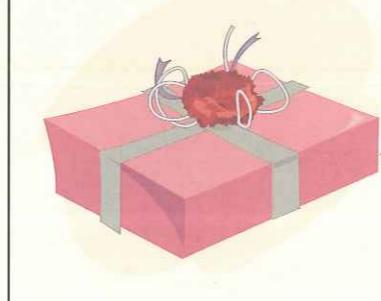
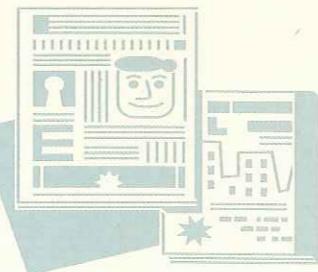
(事務所)  
第3条 連合会の事務所は、歩道室内に置く。

(会員)  
第4条 連合会は、その目的を達するため次の事項を行ふ。  
(1) 連合会の運営に関する事項  
(2) 中央、地方を問わず、その他の連合会に関する事項

中・長期

### 【販売力の強化】

#### ○マップ、パンフレット作成



#### ○オリジナル商品の開発

大浦市商店連合会にしかない、商品（サービス含む）を開発し、販売することで商店街の周知を図るとともに、消費拡大にもつなげていく。